

雇児発第0810005号
社援発第0810002号
平成19年8月10日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

民生委員・児童委員の選任について

民生委員・児童委員は、本年12月1日をもって3年ごとの一斉改選を迎えるところである。

民生委員・児童委員の選任にあたっては、「民生委員・児童委員の選任について」（昭和37年8月23日発社第285号厚生事務次官通知）により行われているところであるが、今般、詳細について、別紙「民生委員・児童委員選任要領」により定めたので、留意のうえ適任者が得られるよう特段のご配慮を願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

昭和37年8月23日社発第547号「民生委員・児童委員の選任について」は、平成19年8月10日をもって廃止する。

[別 紙]

民生委員・児童委員選任要領

第1 選任の趣旨

民生委員・児童委員の選任は、真の適格者を求めることを主眼として行われるべきものであって、市町村の名誉役職の交替とか役員の割り振りであってはならないこと。

第2 選任に際して特に留意すべき事項

- 1 民生委員・児童委員の選任並びに民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）委員及び地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会（以下「専門分科会」という。）委員の委嘱に際しては、民生委員・児童委員の選任の趣旨、民生委員・児童委員の職務内容等並びに推薦会委員の選任方法、委嘱状況及び専門分科会委員の委嘱状況等を地区住民に周知徹底させることにより、民生委員・児童委員制度に対する理解と認識を深めるよう指導啓発に努めること。
- 2 各市町村の社会福祉事業の実情、従来の民生委員・児童委員の構成、活動状況等を検討して、市町村ごとに選任基準等を指示して適格者が得られるよう指導すること。
- 3 少子・高齢化の進展、家庭機能の変化等の社会環境の変化に伴い、住民の福祉ニーズは複雑、多様化しており、住民を地域で支援する地域福祉の推進や、保健・医療など関係分野との一層の連携が求められている。こうした状況の中で民生委員・児童委員の役割はますます重要となっていることから、活発な行動力と柔軟な指導力を有する者の確保に努めること。
- 4 民生委員・児童委員の選任にあたっては、社会福祉に対する理解と熱意があり、かつ地域の実情に精通した者であって、さらに、現任の民生委員・児童委員を再任する場合には、過去における民生委員・児童委員活動で、次に掲げる実績等を具体的に検討するとともに、将来にわたって積極的な活動を行うことのできる者を選任する見地から、75歳未満の者を選任するよう努めること。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること。

- ア 低所得者の実態把握と援助活動（福祉票、児童票の整備状況、生活援助活動実施状況、生活福祉資金貸付制度に対する活動状況等）
- イ 高齢者世帯、母子世帯等の実態把握と援助活動
- ウ 児童委員としての活動（児童及び妊産婦のいる世帯の実態把握と援護活動、児童の健全育成活動への参加状況、要保護児童等に対する実態把握及び関係機関への連絡通報、要保護児童連絡協議会（虐待防止ネットワークを含む。）への参画状況等）
- エ 福祉事務所、児童相談所その他関係機関の業務に対する協力
- オ 各種の報告の提出（民生委員・児童委員活動記録等）

- カ 民生委員・児童委員協議会その他関係諸会合への出席
- キ 小地域見守り活動等地域福祉推進のための各種の事業・行事等への参加協力
- ク 災害時等の要援護者援助活動
- ケ 共同募金・歳末助け合いその他各種行事に対する参加協力
- コ 地域福祉のネットワークづくりに対する参加協力
- サ ボランティア活動振興のための活動

5 民生委員・児童委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。

なお、最近、母性、乳幼児の保健特に幼少人口の資質の向上を図ることが強く要請されている現状にかんがみ、児童委員としての活動は極めて重要な役割をもつに至っている。従って民生委員・児童委員の担当地区を定める場合、その地域の実情によっては1地区に対し2人又は3人で組をつくり、そのうち1人を妊産婦、乳幼児の援助指導の可能な女性等をもってあてるようにすることが適当と考えられるので、民生委員・児童委員の選任にあたっては、この点を十分に考慮すること。

第3 民生委員・児童委員の適格要件

民生委員・児童委員には、どのような者が適格者であり、またどのような者を選ばなければならないかは極めて重要であって、その資格要件については民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第6条に規定されているところであるが、法第1条、第2条、第14条、第15条及び第16条の規定の趣旨をも考慮してこれを具体的に記述すると、民生委員・児童委員の適格者はおおむね次の各号に掲げる要件を具備する者であること。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、円満な常識をもち、情理をわきまえ、人情の機微に通じている者
- (2) その地域に相当期間居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者
- (3) 社会福祉の仕事に理解と熱意があり、これを行うための知識と技術をもち、又はその素養があり、かつ、実行力のある者
- (4) 常に児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者
- (5) 家庭生活が安定しており、家族の理解と協力が得られ、民生委員・児童委員活動に相当の時間を割くことができ、かつ、健康である者

第4 民生委員推薦会

- 1 民生委員・児童委員の選任の適否は、その推薦母体である推薦会の構成及び運営のいかんにかかわることから、民生委員・児童委員の選任に際しては、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に対し、民生委員・児童委員の選任の趣旨、推薦会委員の選任方法、推薦会の任務及びその運営方法等について講習会を行う等の方法により、積極的、かつ、具体的に指導すること。

- 2 民生委員・児童委員の選任に際しては、推薦会委員に対し、民生委員・児童委員の本分、その職務内容、民生委員・児童委員の選任の趣旨、推薦会の任務及びこの運営方法等について講習会を行う等の方法により、積極的、かつ、具体的に指導すること。
- 3 市町村長は、必要があれば、推薦会委員と現在の民生委員・児童委員との懇談会を開催する等の方法により、民生委員・児童委員に対する理解を深めるよう推薦会委員を指導すること。
- 4 市町村長が推薦会委員を委嘱する場合には、次の事項について特に指導すること。
 - (1) 市町村長は、政治的その他の利害関係で推薦会委員を委嘱してはならないこと。
 - (2) 推薦会委員の数は、法第8条第2項第1号から第7号までに掲げる各分野について2人以内の同数とすること。
 - (3) 議会の議員が議員の資格以外の資格で推薦会委員となることは、法第8条第2項の趣旨に反するのでこれを避けること。
 - (4) 議会の議員の中から推薦会委員として委嘱する者は、その職務内容からみて、その市町村議会の厚生常任委員が適当であること。
 - (5) 民生委員の中から推薦会委員として委嘱する者は、真に民生委員・児童委員を代表し得る最適格者を委嘱すること。なお、民生委員協議会会長、副会長（市にあっては会長連絡会長等）が適当であること。
 - (6) 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者としては、市町村社会福祉協議会、その区域を単位とする日赤奉仕団、母の会、母子福祉団体、身体障害者福祉協会、児童福祉及び青少年問題に関する福祉団体等の代表者が考えられること。
 - (7) 教育に関係のある者としては、学校長、公民館長、その他学校教育、社会教育に携わる者が考えられること。
 - (8) 関係行政機関の職員としては、福祉事務所の職員又はその市町村の民生主管課の職員を委嘱することが適当であること。
 - (9) 推薦会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
 - (10) 推薦会委員を各分野から委嘱することは、広く各方面より民生委員・児童委員としての適格者を発見し、推薦することを期待する趣旨であり、それぞれの利益代表を求める趣旨ではないこと。
 - (11) 推薦会委員を民生委員に推薦することは、多くの弊害が予想されるので避けること。ただし、民生委員の資格において推薦会委員に委嘱された者が民生委員・児童委員に推薦されることは、立法の趣旨よりみて差し支えないこと。
- 5 市町村の区域が広大であり、推薦会自体では候補者の適否を十分知ることが困難なため、学校区等適当な区域ごとに推薦準備会等を設けて候補者の下調べをさせ、推薦会においてその結果を参考に推薦することについては差し支えないが、推薦準備会等における候補者の下調べが少数の意見に左右されることのないよう、推薦会の構成に準ずる構成をとらせる指導や民生委員・児童委員の選任の趣旨を徹底すること。

- 6 推薦会の運営にあたっては、次の事項に留意するよう指導すること。
- (1) 推薦会の会議は、自主的に運営されるとともに、人選にあたっては、具体的な推薦基準を定め、かつ、適格性を調査するに足る資料に基づいて人選し、政治的利害その他の利害関係等により委員が委嘱されることのないよう十分留意するとともに、その運営についても適正に行われるよう配慮すること。
 - (2) 推薦会の行う民生委員・児童委員候補者の推薦は、必ずしも定数どおりであることは要しないが、多数の候補者を推薦する場合には、推薦順位を付すること。また、定数どおり適格者が得られないからといって、政治的その他の理由で便宜的に不適格者を推薦しないこと。
 - (3) 推薦会の会議は必ず非公開とし、推薦会委員並びに幹事及び書記は、議事に関しては秘密を厳守させること。
 - (4) 幹事及び書記は、市町村の職員を充てることが適当であること。
 - (5) 推薦会の会議の状況は、詳細に記録して保存させること。
 - (6) 推薦会及び推薦準備会の委員に対しては、事前に民生委員・児童委員に関する必要な知識等について十分周知徹底を図ること。
- 7 推薦会委員が、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合には解嘱されること。

第5 地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

- 1 専門分科会委員のうち、都道府県、指定都市又は中核市の議会の議員である者は常に、専門分科会委員の現員の3人以内とするよう留意すること。委員となる都道府県議会の議員は、職務の内容からみて、厚生常任委員が適当であること。
- 2 専門分科会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
- 3 専門分科会の審査は、短時日で行う等形式的、機械的に終らせることのないよう厳に留意すること。また、推薦会の推薦が形式的に行われることを避けるため、特に次に掲げる事項に留意すること。
 - (1) 専門分科会の審査方針を明確にし、でき得れば事前に市町村長及び推薦会の委員長に明示すること。
 - (2) 専門分科会には、できるだけ関係福祉事務所長、市町村民生主管課長、市町村推薦会の委員長等の出席を求め、参考意見を聴取することが望ましいこと。
- 4 専門分科会委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長はその指名を取消することができること。

第6 民生委員・児童委員の委嘱

- 1 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、民生委員・児童委員を推薦するときは、民生委員・児童委員推薦名簿（様式第1号）を厚生労働大臣に送付するこ

と。

- 2 委嘱辞令の伝達はできるだけ速やかに行い、民生委員・児童委員としての自覚を促し、その活動意欲を昂揚するよう次の要領によること。
 - (1) 都道府県、指定都市又は中核市の区域内の全民生委員・児童委員を参集させ、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長より直接辞令の伝達を行い激励すること。
 - (2) (1)により難しい場合は、各地区代表者の参集を求め都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長より辞令の伝達を行い激励すること。
 - (3) 都道府県の地域が広大であるとか、民生委員・児童委員の数が多いため、前各号により難しい場合は、都道府県、指定都市又は中核市内の数区域ごとにその区域内の民生委員・児童委員全員の参集と関係者の立合いを求め、都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長又はその代理者（副知事若しくは副市長又は民生主管部(局)長）が出席し、辞令伝達式を行うとともに引き続き研修を行う等の方法を講ずること。なお、辞令の伝達と同時に必要に資料を配布して、活動に便ならしめるとともに、指導激励を行うこと。
- 3 民生委員・児童委員が委嘱されたときは、地区住民に、その者の氏名、住所、担当区域、担当事項等を周知させる方途を講ずること。

第7 民生委員・児童委員の解嘱

- 1 法第11条第1項各号に規定する解嘱事由は、次のとおりであること。
 - (1) 職務の遂行に支障があるときとは、主として長期出張、その他居所の変更等により、事実上職務を行うことができない場合をいい、これに堪えない場合とは、主として傷い、疾病等のため、事実上職務を行うことができない場合をいうこと。
 - (2) 職務を怠りとは、法第14条、児童福祉法第17条に規定する職務を怠ったことをいい、職務上の義務に違反した場合とは、法第15条及び第16条の義務に違反したことをいうこと。
 - (3) 民生委員たるにふさわしくない非行とは、刑法に規定する犯罪を犯した場合等をいうこと。
- 2 解嘱は、なるべく本人から願い出る方法をとらせ、この規定をみだりに用いないこと。
- 3 市町村長又は推薦会は、民生委員・児童委員が法第11条第1項各号の1又は第16条の規定に該当すると認められた場合には、その理由を付して、その解嘱を都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長に内申することができること。
- 4 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が民生委員・児童委員の解嘱を具申しようとする場合は、市町村長が内申した場合を除き、専門分科会委員の意見を聞く前に、市町村長にその事情を調査させ、かつ、その意見を聞くことが望ましいこと。

- 5 法第12条第1項の規定により、専門分科会が民生委員・児童委員に対して通告する場合には、本人が2週間以内に意見を述べないときは、解嘱の異議がないものと認めて処理する旨を併せて通告させること。
- 6 法第12条第2項の規定による民生委員・児童委員の意見は、書面又は口頭で行うことができること。
- 7 専門分科会は、解嘱に同意するかどうかを審査したときは、その結果を都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長に通知すること。
- 8 民生委員・児童委員の解嘱の具申を行う場合は専門分科会の同意を要し、同意がないときは解嘱の具申はできないのであって、委嘱の際のように意見を聞くのとは異なるから注意すること。
- 9 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、民生委員・児童委員の解嘱を具申するとき及び民生委員・児童委員が死亡したときは、民生委員・児童委員解嘱具申書（死亡届）（様式第2号）を厚生労働大臣に送付すること。

第8 民生委員・児童委員に対する研修等の実施

- 1 改選により、新たに選任された者に対して、速やかに研修を行うこと等により、民生委員・児童委員としての自覚を促すとともに、直ちに実践活動が行えるよう配慮すること。
- 2 研修にあたっては、「民生委員・児童委員の研修について」（平成14年5月22日雇児発第0522001号社援発第0522001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）に従い、地域の実情に応じて適切に研修を実施すること。

様式第1号

民生委員・児童委員推薦名簿

都道府県、指定都市・中核市名

市町村名	氏名	年齢	性別	職業	経験年数	新任・再任の別	委嘱年月日	備考

様式第2号

民生委員・児童委員解職具申書（死亡届）

都道府県、指定都市・中核市名

市町村名	氏名	年齢	性別	職業	経験年数	解嘱(死亡)年月日	解嘱理由